

平成 23 年度第 2 回茨木市立保育所民営化外部検討委員会
平成 23 年度第 4 回茨木市立保育所民営化庁内検討委員会
議事要旨

1 日 時 平成 23 年 7 月 26 日 (火) 午前 10 時 ~ 11 時 40 分

2 場 所 茨木市役所 南館 3 階 防災会議室

3 出席委員

(1) 外部検討委員会 (五十音順)

小田委員、坂本委員、松岡委員、三角委員

(2) 市

津田副市長、河井こども育成部長、小西教育委員会管理部長、上田政策企画課長、秋元財政課長、中井教育政策課参事、染川こども政策課長、佐藤子育て支援課長、森岡保育課長、小西学童保育課長

4 傍聴者 1 名

5 案 件

(1) 茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書 (案) について

(2) その他

6 発言要旨

委員長： それでは、定刻前でございますけれども、皆さま、お揃いでございますので、ただ今より、茨木市立保育所民営化外部検討委員会を開催いたします。

本日は、公私何かとお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

この会議は、原則公開と、前回、確認をしていただきましたので、今回も、非公開とすべき案件が発生しない限り、公開ということで、進めさせていただきたいと存じます。

したがいまして、傍聴希望の方、1名の入室を許可していますので、報告をさせていただきます。

それから、本日の終了時刻は、正午を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って議事を進めさせていただきます。

今回は、前回、茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書（案）について、ご意見・ご提案等があれば、事前に事務局へ提出していただくよう、お願いをしておりました。

各委員の皆さまからいただいた、ご意見・ご提案について、事務局でまとめていただいたものを資料1として、お手元に配布をさせていただいております。

また、各委員からのご意見・ご提案等に基づき、一定、事務局の方で、報告書（案）を修正していただいておりますので、その修正内容を取り入れた報告書（案）について、改めて、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局：＜報告書（案）の修正内容について説明＞

委員長：ただ今、事務局から、各委員からのご意見・ご提案等についての概要の報告と、それを反映させた報告書（案）の改訂版についての説明をいただきました。

本日は、報告書（案）の項目ごとに、頁を追って、修正点などについて、内容を協議・検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、報告書（案）の1頁、2頁でございます。

「はじめに」と「茨木市立保育所民営化の背景・目的」の部分でございます。

この部分については、事務局からの修正はございますが、委員からは、特段、ご意見はございませんでした。

原案及び修正案、合わせてご検討いただきまして、各委員からのご意見をいただきたいと思います。いかがでございましょうか。

2頁の3行目、4行目について、若干の修正をしていただいております。その点について、いかがでございましょうか。内容が削除された訳ではなくて、9頁に送られたということでございます。

A委員：小さい、文言の表現でございますけれど、例えば、1頁の7行目、「子どもたちの保育環境の急激な変化を最小限に止める」、このとおりなんですけれど、あえて、私は、「急激な」という言葉が必要なのかなと、つまり、保育環境の変化そのものを最小限にするというのが基本なので、ここ以外にもありますが、「急激な」という言葉は、私は必要でないのではという気がします。

B委員：「急激」という言葉の思いは、本当に今まで1年間、保育をして、次に、クラスの担任を決めるときとか、色んなことを見ていくんですね。

そのときに、できるだけ、子どもたち乳児の場合は、必ず一人残って、親の満足とか、小さい子どもほど、すごく環境に敏感だし、保育所の場合は、働いているお母さん、皆さんそうですけど、朝晩、会わないのです。遅出、早出がありますので、午前中だけとか、勿論、細かい引継はやっているのですが、そのときに、来年度、今度は、公立保育所から民営化、また、システムが変わっていく。勿論、引継ということで配慮していることもあるのですが、その辺の捉えとして、環境が大きく変わるというのは、子どもだけではなく、システムもそうだし、保育士も人も運営も変わるから、私は、残してもらっても、意味があると思うのです。

A委員： 私は、そのことも含めて、保育の環境全般がということで、この変化を最小限にするということを理解してもらえば、「急激な」という言葉があまり必要ないかなと思ったのですが、おっしゃっておられることもよく分かりますので、これ以上、こだわる訳ではありません。

C委員： 私も、A委員と同調してしまうのですが、子ども自身はクラス変えもありますし、現場を見ていて、全然、戸惑っていないなと感じますし、親の方が思われているのではと思いますが、子ども達は、すぐに慣れてくれまして、しかも、3か月間、一緒に保育をしていますので、顔も覚えてもらっていますし、それほど、この言葉の「急激な」というほどは感じていないのですけれども。

委員長： 「急激な」を取ると、私の語感では、あらゆる保育環境の変化を無くするというふうなニュアンスになりますが、民営化によって多少の変化はあり得るわけで、それをどの程度容認し、また、どの程度、表現をするかということだと思います。

A委員： 保育環境の変化は、多少あると思います。

委員長： その中でも、気を付けないといけないのは、「激変」だというニュアンス、急激な変化を与えないという意味だと。

A委員： そういう意味ですね。

委員長： ありがとうございます。

事務局の修正か所は、後で確認をしていただいて、特別に意見が無ければ、時間も限られているので、先に進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次に、2頁の大きい項目の

「評価の視点と対象」についてでございます。

この項目は、かなりの修正を事務局の方でしていただいておりますが、修正か所について、皆さま、いかがでしょうか。

B委員： 評価の視点というのは、システムが変わるという一番、大事なところ

だと思っております。だから、そのこのところを、より具体的に書いていただいて、より分かりやすくなったと思えました。

委員長： 原案でも、評価の視点は、基本方針を解釈して3点あると、それで、その3点については、何の説明もなしに記載されていたものを、項目ごとに、多少、基本方針の趣旨を砕いて、記載を追加していただいたものでございます。この部分は、結局、大きい項目、以降の本報告書の構成を決定してしまうという性格をもっています。

の評価基準で評価した結果が、4頁以降の大きい項目の、それからとの視点で評価した結果が、報告書(案)の11頁以降の「移管条件について」という項目です。

章の1が評価視点の、章の2が評価視点のによって評価した結果が記載されている部分というふうに、わりと頁ごとに見やすくなったように思います。

そして、最後に、3頁の終わりの方に、アンケート結果に基づく評価を要約したものを、全体報告書(案)の中の第章として、保護者と移管先法人の方々のアンケート結果を要約しています。

ですので、のところで、報告書(案)の評価結果への筋道がほぼ決まっています。そういう点では、見やすくなったと思われそうです。

評価の視点の3つについては、この前のときはご意見がございませんでしたが、ここが一番、肝の部分です。評価の視点が変わってしまうと、内容も当然、変わってしまうので、この部分については、ご異論はございませんでしょうか。

項目は変わりませんが、各項目に付された網掛けの部分の説明をご確認いただいて、ご意見をお願いしたいと思っております。

特に、現時点では、ご意見もないようですので、4頁の第章の視点から行った、民営化事業そのものの評価、具体的な評価結果を検討しつつ、評価視点にも随時、立ち返っていただいて、改めて、ご意見を頂戴したいと思いますので、そういう形でよろしゅうございますか。

第章4頁の「民営化事業の効果と評価」という項目に移らせていただきます。この項目は、1から5まで、大きく5つの中項目に分類されています。

まず、「1 保育ニーズ等への柔軟な対応」、「2 子ども・子育て分野の充実」、この2つについては、特別、委員からのご意見等はございませんでした。事務局修正もございません。

このままの形での報告書(案)という形でよろしいでしょうか。

A委員： よろしいかと思うのですが、保育ニーズ等への柔軟な対応というのと、

子ども・子育て分野の充実というのは、厳密に中身を分けるというのは、なかなか難しいところだと思います。

したがって、結局、ダブった形で記載されていますよね。それが、やむを得ないのかなというふうには思うところですが、特に、保育ニーズ等への柔軟な対応のところでは、「在宅子育て家庭支援保育士」、それから「こんにちは赤ちゃん事業」という、最初の2つが挙げられますけれども、これは、私のイメージ的にいうと、比較的子ども・子育ての、いわゆる一般的な分野の拡充の部分に該当するのかなと、そういう見方をすれば、ここのところを少し、いわゆる保育ニーズという、休日とか、夜間とか、病児・病後児とか、そういうふうな部分が純粋な保育ニーズかなというふうに、私は思いますので、ただ、実際、保育ニーズの部分と子ども・子育て分野を厳密に言えば、分けられるものではありませんので、そういう点では、これで、異論を申し上げる訳ではありませんけど、やや、中身が重複してしまって、そういうことが、少し、気になりますというくらいです。

河井部長： その点に関しましては、確かに、ご指摘のとおり危惧しているのですが、「1 保育ニーズ等への柔軟な対応」につきましては、26頁に示しています。民営化基本方針の「1 目的」の冒頭の部分を受けて、それに対して代表的な施策の流れ等を示させていただいたものです。

この部分と「3 民営化の考え方」等について、基本的な評価の視点ということとさせていただきまして、少し、飛びましたけれども、本文4頁の「2 子ども・子育て分野の充実」というのは、26頁の「1 目的」の4行目、子育て支援等の推進、このあたりの文言も受けまして、こういう項目を設定しているということでございます。

委員長： 基本方針を評価の視点としたので、基本方針の中に示されている文言に、より忠実に評価の分析をしたということになる訳で、確かに、内容は、「2 子ども・子育て分野の充実」は、年度別に、細かく施策を記述しておりますので、どうしても1と2で重なる部分は出てくると思います。

施策的に、1と2を分類するということは、難しい面がありますね。

特に、修正がありませんでしたら、第 章の7頁の「財政的效果」というところに移らせていただきたいと思います。

この点については、資料1の項番2番を見ていただいて、その意見に対して、事務局で資料を追加するなど、対応していただいております。

それが、資料2でございますので、これは、財政課長から説明をお願いします。

秋元課長： <資料2に基づき、説明>

委員長： ありがとうございます。

資料2の説明に関する部分も含めて、報告書(案)の7頁、8頁の財政的効果の検証部分の報告書(案)については、いかがでしょうか。

私が出した意見ですが、8頁の財政効果が、これまで約7億円と書かれておりまして、これは、19年度から23年度まで累積すれば、25億くらいですから、財政効果をより少なく見積もっていて、各年度の子ども・子育て関係の歳出を、より多く見込んでいるようなそんな誤解を招かないかなという懸念があったためです。

往々にして誤解されるように、民営化が、財政支出を節約するためだけの手法ではないということが報告書(案)の中に表されていけばいいかなと思った次第でございます。

提示していただいた資料については、大変、分かりやすく財源が限定される中でも、一定の子育て関連の支出を維持しているということが分かります。

委員の皆さんからは、財政効果についてのご意見等はございませんでしょうか。

河井部長： 財政的効果8頁、これまでの財政的効果額としては、約7億という表記については、検討をさせていただきます。

委員長： それでは、事務局の方でご検討をお願いいたします。

C委員： 1年で7億が節減できたということでありましてけれども、民営化を受けたところでは、前年の公立の保育士の数まで、全てを強要されました(引き継ぐということだった)ので、かなりの苦勞があっただろうと思います。

保育が保たれたというよりも、法人が必死でやった訳です。うちの場合も本部からかき出しながら、何とかやったという状況です。

委員長： ここは、市の財政における視点からの評価という項目ですので、その辺は、民営化のプロセスに関する第 3章における移管条件のところ、また、関連することがあるのではないかと思います。

とりあえず、第 3章の「3 財政的効果」については、一定、検討していただくこととして、「4 公立保育所の機能と役割の現状」並びに10頁の「5 私立保育園に対する支援」という項目がございますので、公立・私立の両保育園行政に関わる効果と評価の部分について、ご検討いただきたいと思います。

委員からは、特に意見がございませんでしたので、修正は、9頁冒頭について、第 3章の民営化の背景についてのところから削除した部分を

9 頁の冒頭に移した訳です。これに関する若干の文言修正があります。

特に委員からのご意見の提出はございませんが、いかがでしょうか。

各委員： <特になし>

委員長： では、次に、11 頁の第 4 章、移管条件についてでございます。

この第 4 章は、評価の視点が 1 と 2 の、民営化の条件の履行状況、民営化基本方針に示されており、移管の条件ですけれども、それともう一点、基本方針に示されています民営化の方法の 2 項目にわたって、第 4 章の中で項立てして、履行状況の評価、それから、民営化の方法の評価を行っている部分でございます。

この部分については、巻末の資料にも、履行状況など、具体的に確認した部分が添付されております。

本文については、委員から個別の意見というのはありませんでした。

40 頁の移管条件についての巻末資料の修正はありませんが、この点も併せて、第 4 章の修正についてのご確認を改めて、お願いしたいと思います。

評価視点の意義は、移管の条件が、移管先法人において、守られているかどうかということを確認することが、評価の具体的な内容になっていきます。

当然、これは、遵守事項ですので、確認していただいた結果、全ての条件が満たされているということになっております。

その点を、統計的なデータで確認したものが、40 頁以降の添付資料ということになっていきます。

11 頁から 14 頁までの 10 項目にわたる履行状況の確認については、これは事務局で責任をもってやっていただいた訳ですので、あまり修正はなからうかと思えます。

次に、14 頁から 21 頁の前段までの部分が、第 4 章の 2 の部分、民営化の方法についての具体的な評価でございます。

こういう方法を使ったことが、第 4 章で見た民営化事業の目的に照らして、効果的であったのかどうかということが、最終的な評価の結論になる部分でございますが、27 頁の基本方針「6 民営化の方法」の各項目に沿って、こういう方法を使ったことが、基本方針の目的を達成する上で、効果的であったかどうかという評価の筋道になっている訳でございます。

特に、委員の皆さま方からも、修正意見等はございませんでした。

基本方針に示す方法によって、民営化を実施したと、そのことが、狙っていた目的を達成するために、良かったのか、悪かったのかというこ

とになりますけど、各項目に細かく分類しています。

部分的には、少し、修正も入っていますけれども、全体的には、基本方針に沿った方法を探ることで、民営化の目的に役立ったというような視点になると思います。そういう文言はありませんけど、書いてあることの趣旨を読み取れば、そういうことになります。

特にご意見等がございませんでしたので、差し支えがなければ、アンケート結果に基づく評価の項目に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

第 章までは、庁内検討委員会と外部検討委員会で、民営化基本方針及び民営化のプロセスを見てきた訳ですが、第 章、21 頁は、昨年末から今年の初めにかけて、民営化した保育所の保護者の方々と移管先の法人側からいただきましたアンケートの結果を要約した内容になっております。特に、委員からのご意見等はいただいておりますが、これは、アンケート結果を集約したということで、こういうまとめ方が評価として妥当かどうかという視点で、もう一度、ご確認いただければと思います。

A 委員： アンケート結果のみが突然でてくるので、小さくていいので、このアンケートは、いつ、対象人数は何人でということに記載していただいた方がいいと思います。

委員長： アンケートの報告書と一体のものとして、公表を考えておられるので、確かに、ご指摘のように、アンケートの対象などを記載していただいた方が、より分かりやすいと思います。

それでは、24 頁の「おわりに」という部分でございますけれど、これに関連して資料がありますが、それ以外に「おわりに」の部分で、若干の修正がございまして、委員からのご意見と事務局からの修正と、両方含まれております。

24 頁の一枚にまとまっておりますが、この「おわりに」は、評価の結論という部分になります。

ここでの記述が、やはり、公表したときに、注目を浴びる部分ではないかと思えます。

外部委員会としては、8 か所の保育所の民営化事業を対象に、基本方針に基づく、3 つの評価基準をあてはめてみたら、アンケート結果も含めてですが、23 頁までのような結果になりましたという客観的な記述をしてきました。

その結果を要約して、24 頁の「おわりに」の記述にし、最終的には、多少、今後のことも少し触れている部分があるというような構成になっ

ております。

「おわりに」に関しては、私も含めて、委員から意見がございました。

それが、資料1の項番3、4、5番の内容でございます。

3番の「おわりに」の内容については、私が出した意見でございますので、資料3になっておりますので、資料3をご覧ください。

これは、「おわりに」の直前、 章がアンケート結果に基づく評価ですけれども、 章の次に 章を立てて、外部委員会の評価結果という項目で、客観的な評価活動の結論ですね、つまり、8保育所の民営化事業が、基本方針に定められた基準に照らして、所期の目的を達成したのかどうか、また、その目的を達成する上で、基本方針に定められた方法が適切であったのかどうかという問いに対する答えを書こうとしたものです。

庁内検討委員会からの報告書(案)には、これに相当する部分がありませんので、23頁までを読めば、改めて、結論を振り返る必要はないということだろうと思います。

資料3を見ていただいて、ご意見をいただきたいと思います。

資料1にありますのが、私が提案いたしました原文です。

資料3は、それを事務局の方で手を入れていただいたものです。

第1段落が、基本方針の目的として掲げられている多様な保育ニーズへの柔軟な対応とか、子育て家庭への支援の拡充に資するべきであるという基準に対する、つまり目的に対する成果の関係です。

それから、第2段落は、移管先法人にとっても、そういう目的に沿った効果があったという記述です。

そして、第3段落が、民営化の基本方針にある移管の方法、この方法をとったことが、基本方針の目的を見据えた上で、概ね、妥当であったという結論部分で、こうした結論を何らかの形で記述しておいた方が報告書の体裁上、いいのではないかとということです。

ただ、一点、お気を付けいただきたいのが、最後の段落の「したがって」からの2行です。民営化事業の目的はある程度達成し、その方法も妥当であったと、だから、この先ですが、民営化された8保育所が、従来どおり民営化を維持するということが妥当であるということ記述するかどうか、これは、将来のことになる。客観的な評価ということであれば、目的に照らして、こういう効果がありましたという、「概ね、公正・妥当であった。」までの記述になります。

そして、そこから少し踏み込んで、民営化した8保育所を今後、どうしていくのかということに触れた方が、原案の24頁の第4段落に、今

後のことが少し、触れられており、「さらに、さらなる民営化事業の拡大を検討する際には」と、あくまで検討ですけれども、現在の公立保育所を民営化することが仮にあったとすればということですが、将来に関する記述がありますので、これに、うまくつなげていくためには、民営化した8保育所をこれからどうするのかということも含めて、検討していくでしょうから、資料3の最後の2行を敢えて追加してみた訳です。

本来、客観的な評価だけを見ていくのであれば、「おわりに」の第4段落の、今後の民営化の検討と、それから、8保育所のこれらの取り扱いについては、外部検討委員会で言及する必要はないのかも知れません。

A委員： 民営化した8保育所については、今後も維持されるべきだということだと思うのですが、場合によっては、違うこともあり得るということですか。

委員長： 民営化基本方針の目的が十分に達成していなかったという評価結果が出れば、8保育所の見直しもあると思うのですが、結論は、概ね、基本方針の目的を概ね、達成しているということですので、改めて、書く必要はないかも知れませんが、民営化した自治体において訴訟などもあるので、念のため、書いておく必要がないのか、という問題提起に過ぎません。

ですので、24頁には、資料3の内容は、勿論、反映されております。事務局の考えでは、第 章として、アンケートの次に、この部分を反映してはどうかという改正案になっております。

私の意見としては、改正してほしいと言った訳ではなくて、その点は、もう一度、委員会で議論していただいていた方がいいだろうということです。

委員の皆さんに見ていただいた上で、報告書(案)をどうするかをご検討いただければと思います。

なお、24頁の最後の修正ですが、「外部検討委員会にご参加をいただいた委員の皆さま」となっていますが、これは、一番、最初にご努力をいただいた懇談会でいいのではないのでしょうか。一番、ご苦労されたのが、今回の民営化にあたって、懇談会のメンバーの方だと思しますので、労いの言葉を入れるとすれば、最初の懇談会の方がいいと思います。

他の委員からも「おわりに」の部分で修正意見をいただいております。いかがでございましょうか。

まず、大きな修正案は、第 章を立てるかどうか、外部委員会としての評価結果を別に述べるかということであり、全体の資料は、庁内

委員会と外部委員会と合同で検討した結果として、公表されるものではないかと思しますので、私、個人としては違和感を感じます。

市として出されるものですので、外部検討委員会に諮った結果は、こういうものでしたと、そこだけ、まとめて追加されることは、章以外の部分について、外部検討委員会は、どの程度、関わったのかという、余計な心配をもたらすのではないかと思うのです。

仮に、章を立てるとしても、私の書いた文章に事務局で手を入れていただいたものですので、委員の感触とは違うものではないかと思えます。

これをこのまま、追加することについては、問題があるかと思えますので、ご検討いただければと思います。

河井部長： あえて、こういう案として、ご提示させていただいたのは、いただいておりますご意見の中で、1段落目ですが、移管先法人の事業規模でありますとか、雇用機会の創出でありますとか、そういうご意見をいただいております。こういうご意見の視点につきましては、民営化基本方針に示しているものではない訳でございます。

したがって、民営化基本方針に基づく評価の中で、記述していくことが難しいのではないかということで、委員のご意見、こういう見方もあるということで、項目立てて記述することができるかなと、提示させていただいたものでございます。

委員長： 提出した意見を報告書に盛り込んでほしいということではなくて、議論する過程が必要なのではないかということです。

評価としてどうだったのかということについて、簡潔な回答というのがありませんので、回答としては、こういうものはどうかなと思っただけで、私としては、是非、これを入れなければいけないと思っている訳ではないです。それについては、委員の皆さんでご議論いただいた上で、なしでいいということであれば、それもありませんし、一部でも、「おわりに」の中に入れた方がいいというのであれば、そのような修正も可能だと思います。

この点については、少し時間もありますので、後で検討することといたしまして、巻末資料についても、基本方針を追加するなど、若干の修正がございました。

それから、年度別の主な取り組みのところについても、ハードとソフトに事業区分を分類していただいておりますので、これらの修正点については、よろしゅうございますか。

各委員： <特になし>

委員長： では、一応、全文 43 頁までの報告書（案）について、一通り、ご意

見をいただきました。それから、各委員からのご意見等について、報告書(案)にどう反映させていくかも協議いたしました。併せて、保護者アンケート、それから、事業者アンケート、それぞれについても、特別のご意見はございませんでしたので、評価報告書(案)、それから保護者アンケート(案)、それから、法人アンケート(案)、3点セットで、将来的に公表されます。

B委員： 「おわりに」の「さらに」の部分ですが、「役割を明確に」の「に」が抜けているのと、その次の段落ですが、「保護者をはじめする」となっていますので、「はじめとする」に修正を、その2か所です。

委員長： ありがとうございます。

B委員： 今回、この大きな民営化事業に対して、何のためにするのかということが問われるところで、勿論、子ども達にとってより良いというところであると思うので、資料1の4のところですけども、「市民の理解が得られるよう、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応をする」というあたりのフレーズを、最初のねらいの部分だったので、そういうのがあってもいいのかなと思います。

24頁の「おわりに」というところで、最初に民営化するという思いがあったと思うので、どこかに、そういうフレーズがあってもいいのかなと思ったのです。

委員長： 24年度以降のあり方に関わる部分ですので、それをどの程度「おわりに」の中に記載するかということですね。その点は、事務局とも合わせて改めてご検討をお願いしたいと思います。

それと、もう一点、検討になっているところは、財政的効果のところの表現の仕方で、これは、事務局の方で検討していただくことになっています。ですので、この報告書(案)については、現在、全体をご検討いただきまして、要検討として残っているのは、事務局で検討していただく視点と、それから24頁の記述を巡る、少し、大きな方針に関わる部分です。

前者はともかく、後者については、残りの時間を使いまして、どういうスタンスで公表していくか、委員の皆さんで、ご検討していただきたいと思います。

先ほどの評価に関するご意見に関して、事務局では、この報告書(案)には直接、反映されておりませんが、それについてのコメントというか、どういう理由からかということがございますでしょうか。

事務局： 冒頭に、少し、ご説明をさせていただいたのですけれども、24頁の網掛けの一つ目のところに、その文言を入れていただきたいというご意

見だったと思うのですが、少し、この部分については、今、委員長からご説明もありましたように、将来的な部分ということになりますので、ご意見をいただいております、「多様化する保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、保育行政の新たな施策の展開や地域における子育て支援等の充実に向けて、今日的課題を踏まえた方針を示すことが重要であると考えています。」ということになってしまいますと、その方針が、どうしても、その3つの視点を踏まえた検討をしないといけないというような、縛りが掛かってしまうような可能性が、少し出てきますので、できましたら、今の形でお願いをしたいということでございます。

河井部長：ここに文言を入れにくいというのは、今、申し上げたとおりですが、ただ、これは、基本方針にもありますし、ある程度、普遍的なものなので、あまりこだわることもないかなという気もしたのですが、ただ、ここに入れるというよりは、例えば、この文言を資料3の出だしにも、「多様化する保育ニーズに柔軟に対応する体制が完全に整ったわけではないが」という出だしになっておりますので、この前に、こういうふうな文言を加えて、そういう思いがあるという位置づけの仕方もあると思います。

副市長：委員の評価の中に、おっしゃっていただいたような文言を加えるということは、いいのではと思います。

ただ、この前も言っていましたように、今後についてどうするかという部分については、まだまだ、色々と考えないといけない部分がございますので、あまり固定化してしまうのはと考えています。

B委員：8か所を民営化したということで、今後の行政の関わりということが大事なポイントになってくると思うのです。

完全に民間にお任せするのか、少し、関わっていくのか、その辺りが重要。本当に今の時代というのは、少子高齢化が進む中、保育所の役割というのは、色々な意味で、保育所は支えになると思います。

公・民が、茨木市の子ども達を、どういう形で保育するのか、未来を担う子ども達が、茨木市に住んで良かったなと思えるような保育所であってほしいと思うのです。公的機関が今回の8か所とどう関わっていくのか、今後の公立の10か所の取り扱いをどうするのかというのがあります。その8か所が5年間経てば、この前、1歳児の話が出ていたと思うのですが、5対1をキープするかということが難しくなってきます。

子ども達を支えていくという大事な保育所でありますので、そのことを考えますと、ちゃんとした方向性、足がかりになればいいと思います。

委員長：民営化した8保育園、また、公立保育所について、今後、どうするか

ということを、外部検討委員会として、コメントするかどうかですね。

最初、本委員会に依頼があったのが、できるだけ客観的な評価でして、8 保育所の民営化事業そのものが、平成 18 年の民営化基本方針に沿って実現されているかどうかについて、評価するという事だったのですが、さらに踏み込んで、その先の評価をした上で、こうあるべきだということまで、言うか言わないかの議論になってくると思います。

それを言うとしたら、庁内検討委員会の方では、外部検討委員会の評価として認めて、市全体の報告書(案)の中では外部検討委員会での意見であることが明確に分かるようにということだと思っております。

ですので、第 3 章として、本委員会の独自の評価なり、今後の方針についての記述をするかということですね。そうすると、委員のところに色々と市民から内容の問い合わせがあると思うのですね。

あくまでも、この報告書は市として決定していただくので、そういうつもりで進めていただければと思います。

B 委員がおっしゃったように、今後のことについて、非常に重要なので、また、「おわりに」の中には、行財政改革推進プランですとか、その次の段落で、今後のこととか、それから、既に民営化された 8 保育所について、今後どうするかというような、3 項目にわたって、将来のことが少し記述されています。

これに関連して、外部検討委員会としても、将来に踏み込んだ記述をするということもあり得ます。

あるいは、「おわりに」の 3 段落目から 5 段落目までが、将来に関わる記述ですが、それぞれ、各委員のご意見があるところを、修正記述することも可能かと思っております。

C 委員： この報告書は、外部検討委員会の意見を含めた報告書となるのか、外部は、いわゆる、外部監査して、監査報告みたいなものをつけるのか、それとも、「おわりに」に、外部検討委員会の委員の意見も含めたものとするのかということと思うのですが、資料 3 として書かれたものを「おわりに」に入れると、より深く、細かくなっていいと思っております。別立てすると、この中身は関知していなく、我々の意見ですというようになると思います。

委員長： 報告書(案)の 3 頁の最後ですけれども、アンケートも評価の視点として採り入れています。最後のなお書きの部分で、「評価にあたっては、外部検討委員会からのご意見もいただいて、基本方針の総合的な評価を行います。」と書いている訳ですので、全体について、外部検討委員会が検討したということが示されています。

章を立てると、全体を検討した結果、特に、庁内検討委員会と意見を共有した部分についてと、両論形式のような形で、外部検討委員会だけの意見をまとめたような気がしますので、「おわりに」の中に修正して入れる方がいいのかなと思います。

まず、章を立てるということは止めにして、「おわりに」の中に、先のことよりも、評価の結果を客観的に結論として入れていただければ、どういう議論をしたのか分かりやすいのではないかと思います。

副市長： この報告書そのものを、内部だけではなく、外部委員のご意見を取り入れた報告書であるということが重要でありますので、「おわりに」の部分に、委員の皆さんのご意見を含めたまとめとすることについては、異議はございません。

委員長： そうしましたら、あとは、入れるべき内容です。

資料3は、一部に、基本方針に示されていない項目があるというご指摘もございましたが、民営化の目的を達成する上で、民営化の方法が基本方針に示されていますけれど、目的の達成に資することになったのか、どうかという結論的な内容がほしいと思います。

C委員： 基本方針から、はずれても、外部を入れているのだからいいのではないですか。

河井部長： 先ほど、基本方針に示しているものではないと申し上げましたが、委員長のご判断では、基本方針に含まれているということもございまして、庁内の委員長からも「おわりに」に含めてはということでございまして、この内容を盛り込んで、もう一度、再構成するという作業を事務局の方でさせていただきまして、それを次回に提示させていただいて、ご検討いただくということでいかがでしょうか。

委員長： 委員の皆さん、いかがでしょうか。事務局の方で再考していただき、第3回の委員会で検討するということです。

その際に、資料3の最後の2行ですが、これは、私、個人としては、踏み込んだ表現になっていると思いますので、原案では、「おわりに」の5段落目の表現でいいのではないかと思います。それ以上に、これは、民営化したものはずっと維持されるべきと書かれてあって、ちょっと、踏み込み過ぎかなと思います。

それと、「おわりに」に追加していただく表現として、ご検討していただくのであれば、資料3の「したがって」という最後の2行をはずしたところまでを参考にさせていただき、「おわりに」の一部に組み込んでいただければいいのではと思います。

委員の皆さま、よろしいでしょうか。

各委員： 結構です。

委員長： それでは、本日の議論については、方向性が出たと思います。

検討事項として残されたのは、財政的効果のところの表現を事務局の方で検討していただくことと、24 頁の「おわりに」の中に、客観的な評価結果に相当する記述を盛り込んでいただくということ、この2点ということで、これを修正していただいて、公表直前の案を第3回での委員会の案件にしていくということが、今までの議論の結論であります。

それでは、修正案については、庁内検討委員会でご検討をいただいた上で、次回、外部検討委員会との合同会議に提示していただくことといたします。

会議の予定は3回ですので、次の委員会で、最終的に報告書を取りまとめるということとなります。

その他、より分かりやすい報告書とするために、報告書(案)に対するご意見等がありましたら、次回の会議までに、事務局まで提出していただければいいと思います。

期限は、いつにしましょうか。

事務局： 8月5日の金曜日までで、お願いします。

委員長： 本日、予定しておりました案件は、以上でございますが、庁内検討委員会又は事務局から報告なり、連絡事項はありますでしょうか。

事務局： 本日は、それぞれのご専門の立場から、貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。

次回の委員会の日程をご連絡させていただきます。

8月9日の火曜日、午前10時からこの防災会議室、ここと同じ場所で、開催をさせていただきます。

何かと、ご多用のところ、申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

委員長： それでは、次回は、8月9日の火曜日、午前10時からこの場所ということでございます。

本日は、お忙しい中、熱心なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

本日の予定案件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を終了したいと思います。

ありがとうございました。